

令和5年6月30日 第168回 市町村職員を対象とするセミナー

**「第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要について」  
「権利擁護支援の地域連携ネットワークについて」**

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 目次

## 第一部 「第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要について」

- 1 第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要
- 2 成年後見制度利用促進の体制整備の状況
- 3 持続可能な権利擁護支援モデル事業の取組

# 1

## 第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

ひと、くらし、みらいのために



# 成年後見制度の取組経緯

## 1. 成年後見制度利用促進の取組経緯

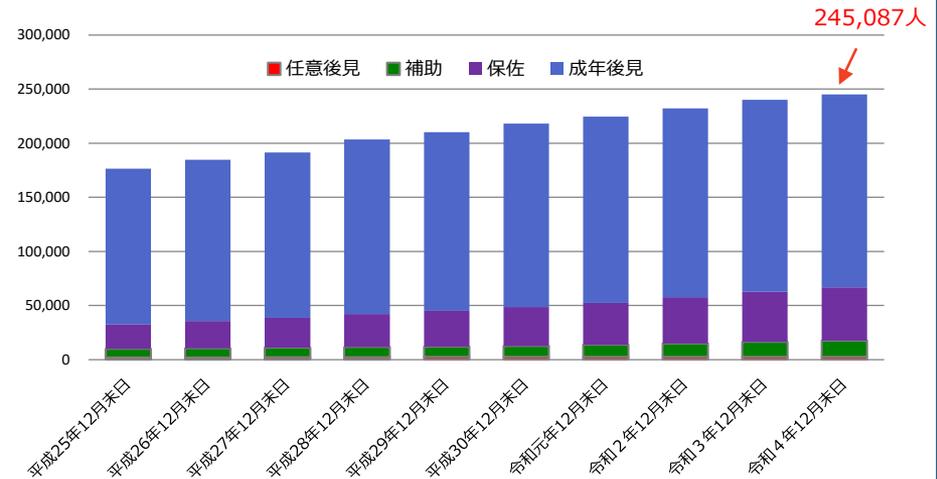
- 成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法（議員立法）が成立。平成29年3月、同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画（期間はH29～R3年度の5年間）を閣議決定。

- ※ 認知症高齢者は令和2年には約600万人（推計）に、令和7年には約700万人になる見込み。

出所：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授）による速報値

- 基本計画では、成年後見制度の広報や相談等を各地域で担う体制の整備などの成年後見制度の利用促進に関する施策を定め、最高裁や法務省等の関係省庁と連携の下、計画的に取組を推進。

(成年後見制度の利用状況)



※ 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

## 2. 基本計画の見直しについて

- 令和3年度は基本計画の最終年度であることから、令和3年3月から「成年後見制度利用促進専門家会議」で第二期基本計画の検討を開始。
- 専門家会議6回（3つのWGで合計13回）の検討を経て、令和3年12月15日に「最終とりまとめ」を実施（12月22日公表）。令和4年1月21日から2月18日までにパブリックコメントを実施。
- 令和4年3月25日に第二期基本計画（計画期間：令和4年度～令和8年度）を閣議決定。第二期計画の中間年度である令和6年度に、中間検証とりまとめ。

# 第二期成年後見制度利用促進基本計画

～ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進 ～

○ 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

## I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

### ◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- ・ 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

### ◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- ・ 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
- ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
- ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
- ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
- ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
- ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

### ◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- ・ 地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。



## II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
  - ・ スポット利用の可否／三類型の在り方／成年後見人の柔軟な交代／成年後見人の報酬の在り方／任意後見制度の在り方
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
  - ・ 日常生活自立支援事業等との連携・体制強化／新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討／都道府県単位での新たな取組の検討

### 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化等

### 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
  - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
  - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
  - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

### 4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

# 第二期成年後見制度利用促進基本計画における 地域共生社会実現に向けた権利擁護支援の推進

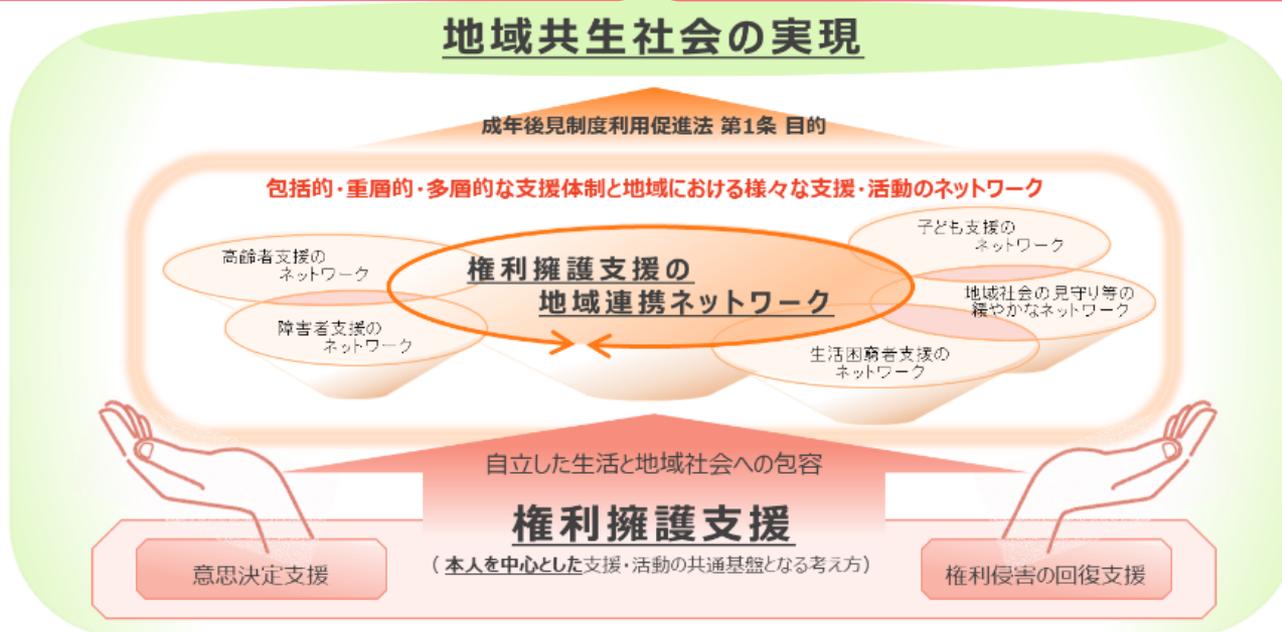
- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

## 権利擁護支援

意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取り引きへの対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動。  
地域共生社会実現を目指す包括的支援体制における本人を中心にした支援・活動の共通基盤である。

## 成年後見制度利用促進

利用促進の取組は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきもの。単に利用者の増加を目的とするのではなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものである。



# 第一期計画の課題と第二期計画における対応について

## 第一期計画における課題

(平成29年度～令和3年度)

### ○ 成年後見制度とその運用について

- ・ 後見人等が選任されると、判断能力が回復しない限り、預貯金の解約等の課題解決後も成年後見制度の利用が継続して、本人のニーズ変化に対応できないこと（制度があまり利用されない）
- ・ 後見人等が本人の意思を尊重しない場合があること ※親族 20%  
親族以外80%(うち弁護士26%、司法書士38%)

### ○ 後見人の報酬について

- ・ 後見人等の専門性や事務の内容に見合った報酬額の決定が必ずしもされないこと
- ・ 市町村により報酬助成事業の実施状況が異なること

### ○ 地域連携ネットワークづくりについて

- ・ 小規模市町村を中心に、本人の権利擁護支援を適切に行う地域連携ネットワーク（行政・福祉・法律専門職・家庭裁判所の連携のしくみ）の整備が進んでいないこと
- ・ 高齢者の増加に伴う制度の利用ニーズ増に対応するための担い手確保

## 第二期計画における対応

(令和4年度～8年度)

### ○ 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実

- ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討を実施
- ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討を実施（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すため方策の検討。検討を踏まえ福祉制度・事業の見直しを検討）

### ○ 成年後見制度の運用の改善

- ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現。都道府県による意思決定支援研修の実施。

### ○ 後見人への適切な報酬の付与

- ・ 最高裁・家庭裁判所で適切な後見人報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討
- ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討

### ○ 地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県の機能強化(都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等)により地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備(整備率はR2.10月:15%、R3年度末見込み:44%)
- ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で基本計画を早期に策定(策定率はR2.10月:16%、R3年度末59%)
- ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成(都道府県が育成方針策定) ※担い手の支援は地域連携ネットワークで実施

# 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- 尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念のより一層の実現を図るためには、成年後見制度等が適切に見直される必要がある。
- 同制度等が見直されるまでにおいても、総合的な権利擁護支援策の充実、現行制度の運用の改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。

## (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

### 制度改正の方向性等に関する指摘

- 必要性・補充性の考慮
- 三類型の一元化
- 有期（更新）
- 障害者権利条約の審査状況を踏まえた見直し
- 本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化に応じた円滑な交代
- 公的な関与を強めた後見等の開始

### 市町村長の権限等に関する指摘

- 市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限の拡充
- 成年後見制度利用支援事業の見直し

## (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

### 日常生活自立支援事業等との連携、体制強化

- 他制度との連携の推進、実施体制の強化
- 他制度等との役割分担の検討方法についての周知

### 新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等の検討
- 上記の意思決定支援等に際して、権利侵害や法的課題を発見した場合に、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討

### 都道府県単位での新たな取組の検討

- 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討
- 公的な関与による後見の実施の検討

# 成年後見制度の在り方に関する研究会の概要

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）において、「成年後見制度の見直しに向けた検討を行う」旨が規定されたことから、成年後見制度（民法）を所管する法務省主導で「成年後見制度の在り方に関する研究会」（主催：公益社団法人商事法務研究会）が設置され、制度改正に向けた検討が進められている。

## 研究会メンバー

- 座長 山野目章夫・早稲田大学大学院法務研究科教授
  - 委員 合計13名  
(学者6名、弁護士1名、司法書士1名、社会福祉士1名、当事者団体4名)
  - ◎青木佳史 弁護士（日弁連高齢者・障害者権利支援センター副センター長）  
小澤吉徳 司法書士（日本司法書士会連合会会長）
  - ◎上山泰 新潟大学法学部教授
  - ◎久保厚子 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会会長  
久保野恵美子 東北大学大学院法学研究科教授
  - ◎櫻田なつみ 一般社団法人日本メンタルヘルス・アソシエート専門員研修機構理事
  - ◎新保文彦 一般社団法人日本発達障害ネットワーク政策委員  
杉山悦子 一橋大学法学研究科教授  
常岡史子 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
  - ◎花俣ふみ代 公益社団法人認知症の人と家族の会副代表理事
  - ◎星野美子 社会福祉士（公益社団法人日本社会福祉士会理事）
  - ◎山下純司 学習院大学法学部教授  
山城一真 早稲田大学法学部教授
- (敬称略、五十音順。令和5年4月現在)
- ◎は成年後見制度利用促進専門家会議委員

- 関係省庁 法務省民事局、厚生労働省社会・援護局、最高裁家庭局

## 主な論点（成年後見制度利用促進専門家会議での主な指摘）

- 成年後見制度のスポット利用の可否
  - ・ 他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき
- 成年後見制度の3類型の在り方
  - ・ 成年後見制度の3類型（後見・保佐・補助）を廃止して、事案に応じて権限を付与すべき
- 成年後見人の柔軟な交代
  - ・ 本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じ後見人等を円滑に交代できるようにすべき
- 成年後見人の報酬の在り方
  - ・ 後見人等の報酬の決定についてできるだけ予測可能性の高い制度にすべき
- 任意後見制度の在り方
  - ・ 任意後見制度の利用が低調であるため、同制度の利用を促進する方策を検討すべき
  - ・ 本人の判断能力が低下しているのに、適切な時期に任意後見監督人の選任申立てがされていない

# 優先して取り組む事項

## ○ 任意後見制度の利用促進

- ・ 周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど**任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組**を進める。

## ○ 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 適切な後見人等が選任、交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見業務等の担い手として存在している必要がある。
- ・ 市民後見人等の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進する。国は、意思決定支援や身上保護等の内容を含めるなど、より充実した養成研修カリキュラムの見直しの検討等を進める。
- ・ 都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、市民後見人養成研修を実施することが期待される。市町村には、市民後見人の活動の支援や市民後見人の役割の周知などを行うことが期待されるほか、研修受講者の募集を主体的に進めることや、必要に応じて、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することが期待される。
- ・ 法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される一方、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要もある。
- ・ 国は、法人後見研修カリキュラムと、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等を併せて周知する。
- ・ 都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。
- ・ 専門職団体による専門職後見人の確保・育成、市町村・中核機関による必要に応じた親族後見人の支援も行う。

## ○ 市町村長申立ての適切な実施

- ・ 身寄りのない人等への支援や虐待事案等で市町村長申立ての積極的な活用が必要である。都道府県には、実務を含めた研修の実施等を行うことが期待される。国は、都道府県職員向け研修の拡充、市町村長申立てが適切に実施されるための実務の改善を図っていく。

## ○ 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、市町村計画を定める。計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどに早期に着手する必要がある。
- ・ 都道府県は、都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針、担い手の確保の方針、市町村に対する体制整備支援の方針などを盛り込んだ地域連携ネットワークづくりの方針を策定することが望ましい。

## ○ 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県は、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割を果たすことが期待される。また、広域的な課題などに対応するため、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある。
- ・ 国は、都道府県職員向け研修の拡充、権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの養成などを行う。

## 成年後見制度利用促進の体制整備の状況

# 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果

R4速報値

調査対象：全1,741市町村及び全47都道府県

調査時点：令和4年4月1日（一部の調査項目は令和3年度実績等）

※数値は速報値であり、今後変動する可能性がある。

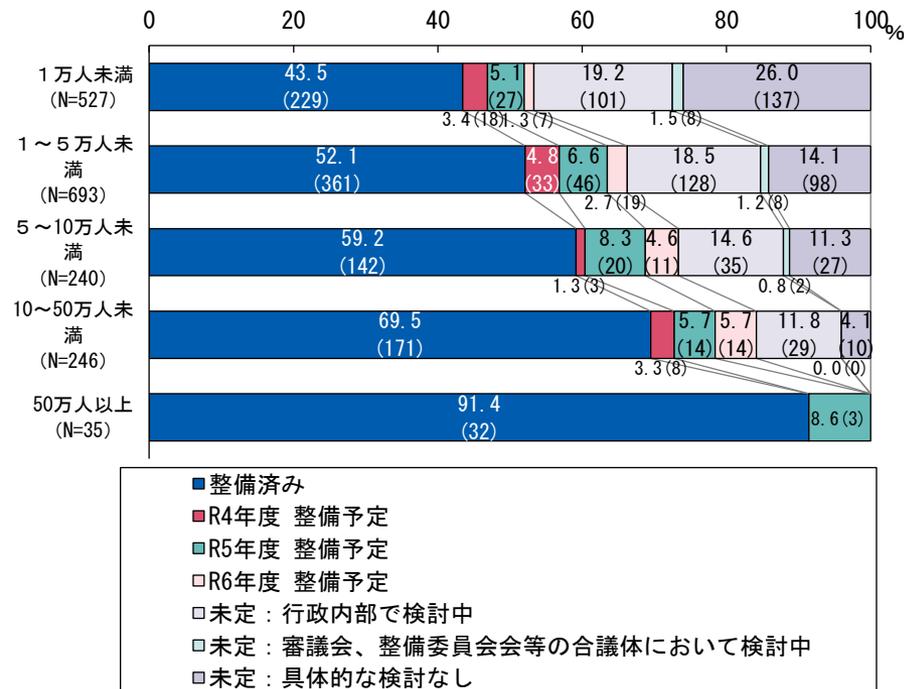
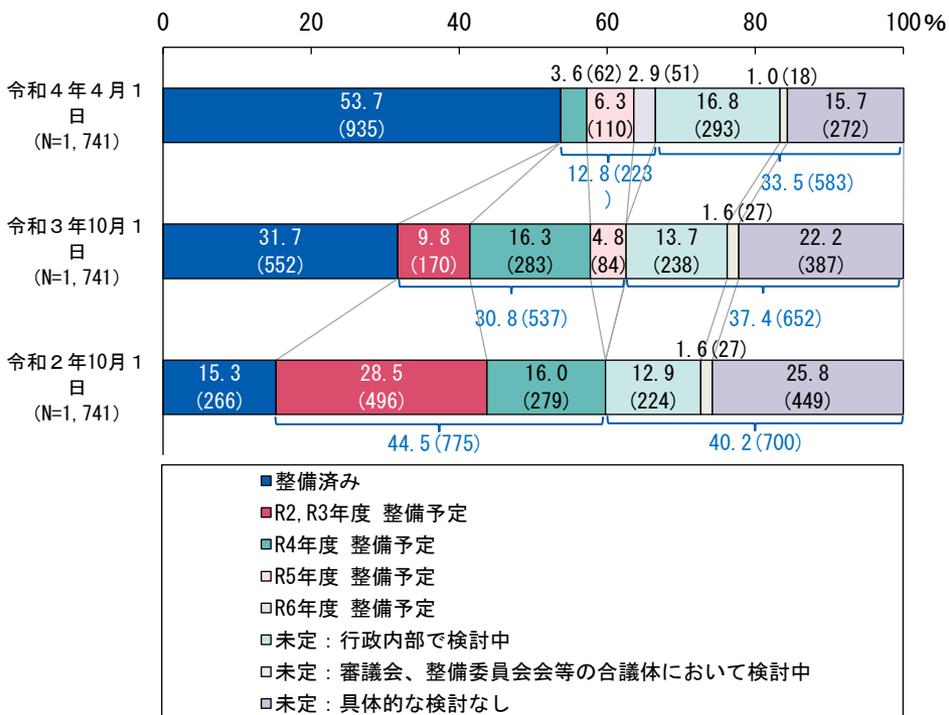
## 1 中核機関の整備状況

<整備済 (R4.4時点) : 935市町村 (53.7%) ⇒ 整備済 + 整備見込あり:1,158市町村 (66.5%) > 【令和6年度末KPI : 1,741市町村】

市町村  
調査

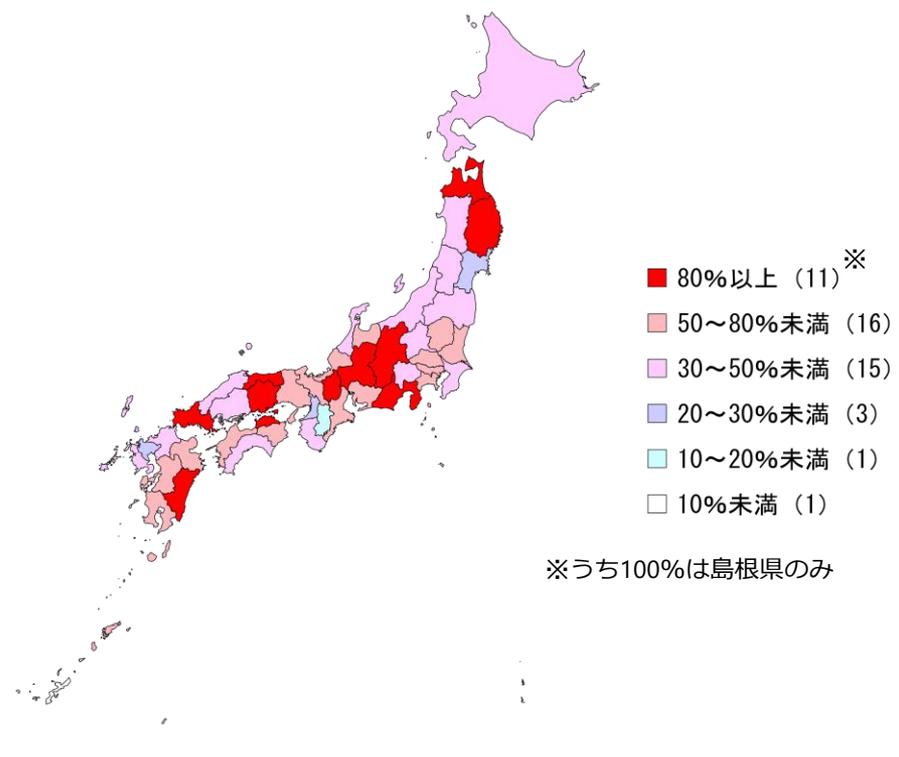
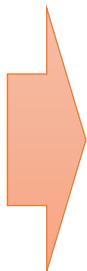
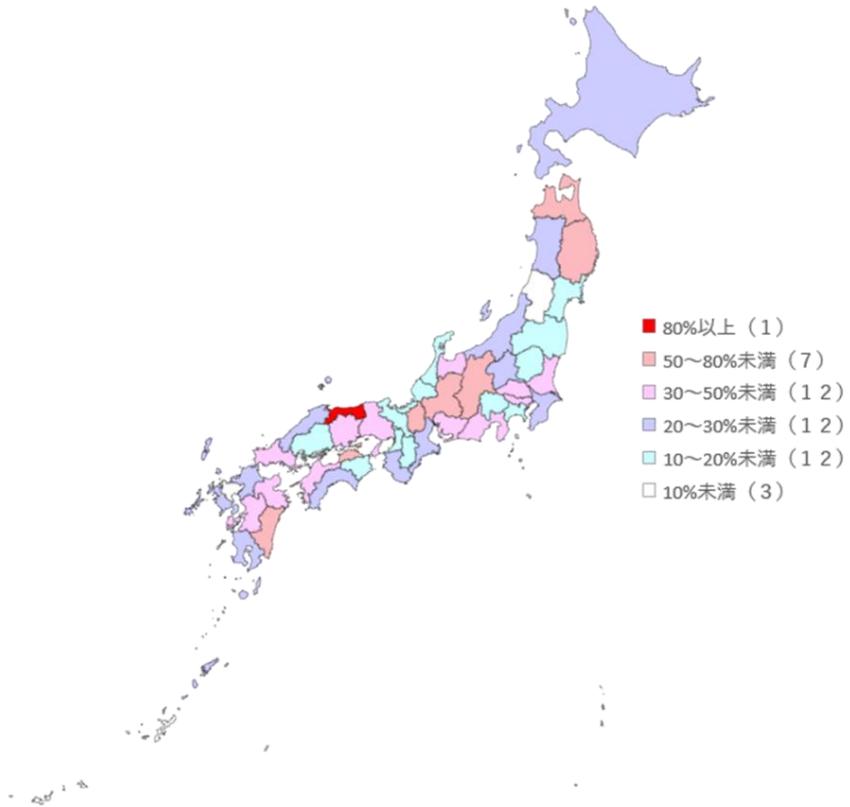
### ●中核機関の整備状況、整備（予定）時期<全体>

### ●中核機関等の整備状況、整備（予定）時期<自治体規模別>



中核機関整備済み市町村割合  
(令和3年10月時点)

中核機関整備済みの市町村の割合  
(令和4年4月1日時点)



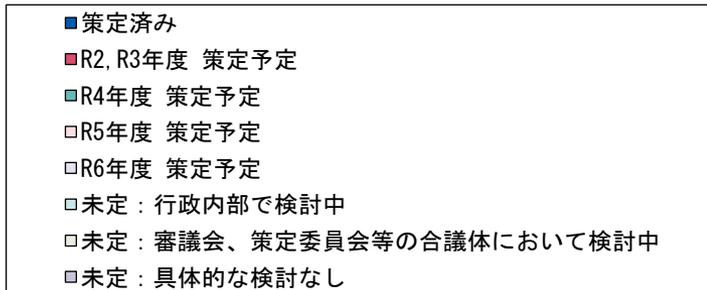
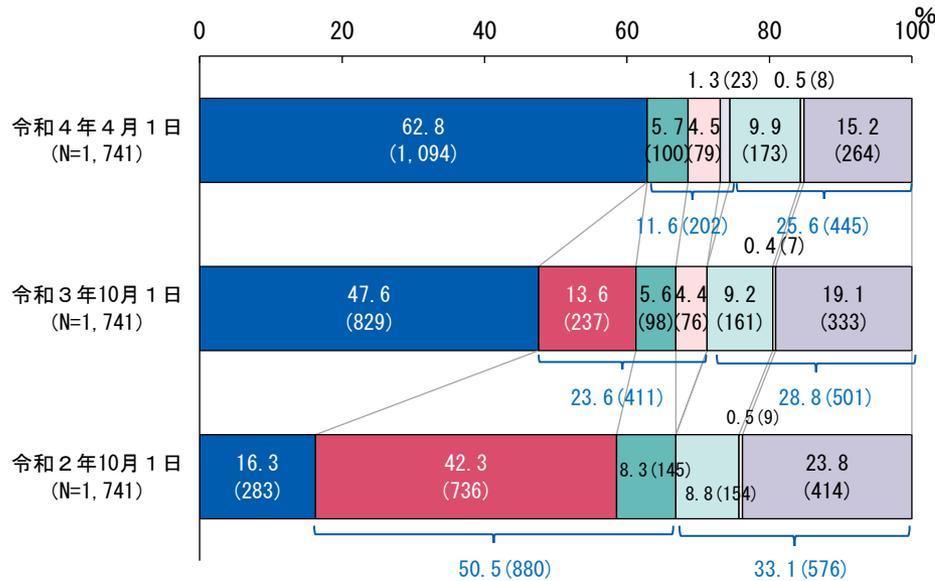
※うち100%は島根県のみ

## 2 市町村計画の策定状況

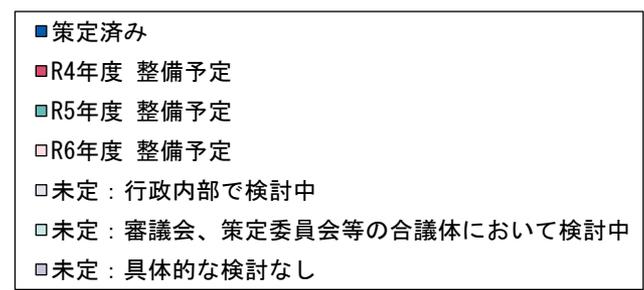
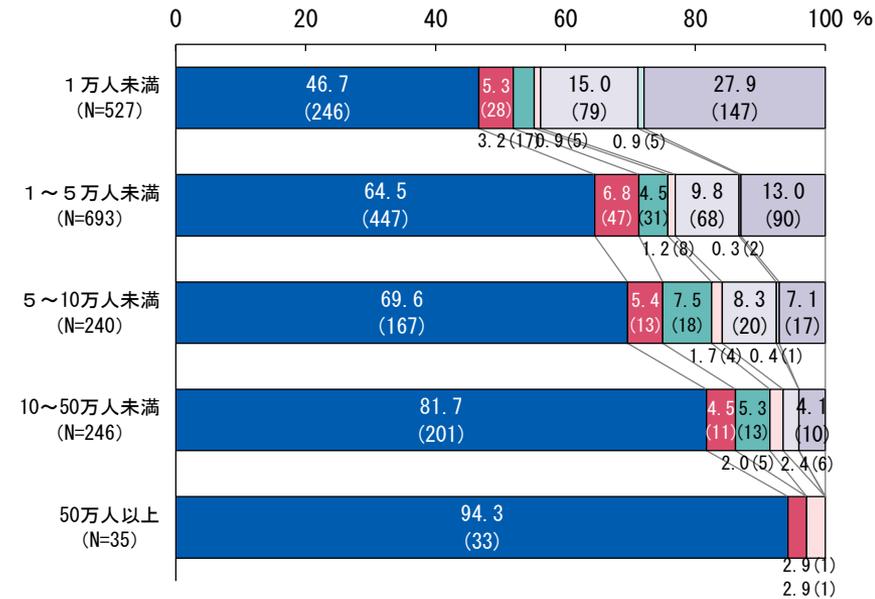
<策定済 (R4.4時点) : 1,094市町村 (62.8%) ⇒ 策定済+策定見込あり:1,296市町村 (74.4%) > 【令和6年度末KPI : 1,741市町村】

市町村  
調査

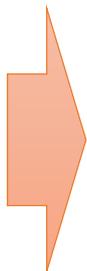
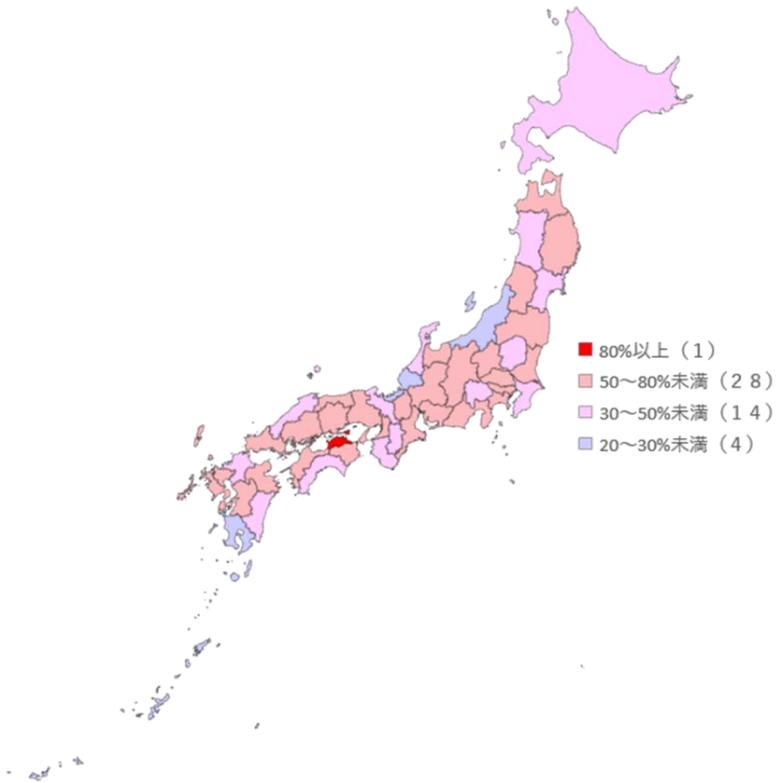
### ●市町村計画の策定状況、策定(予定)時期<全体>



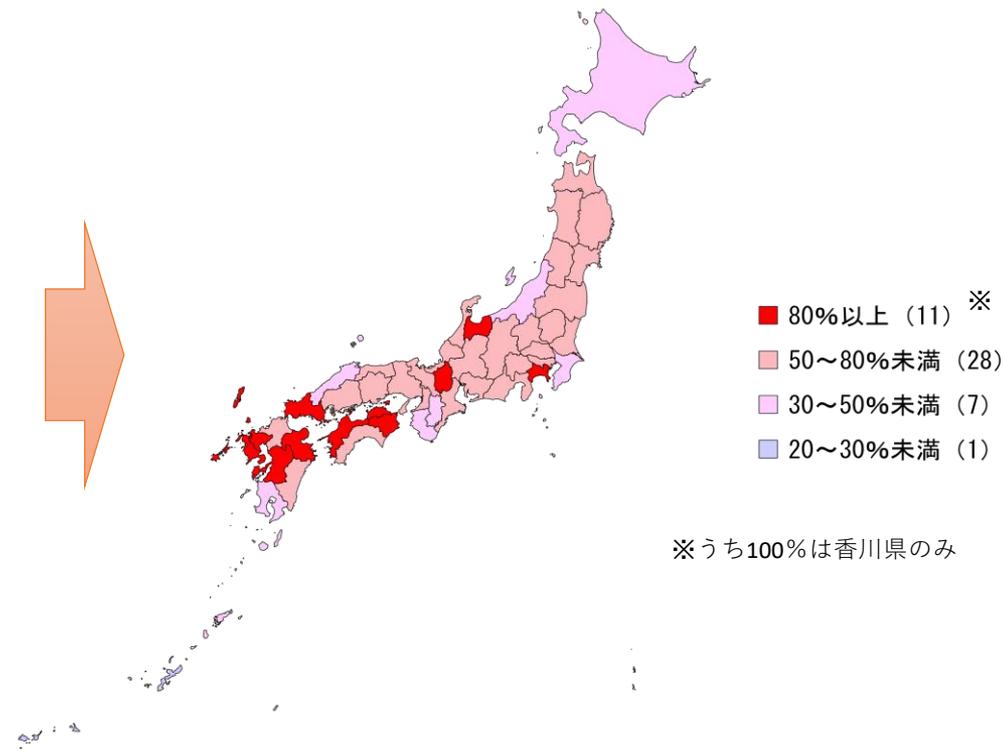
### ●市町村計画の策定状況、策定(予定)時期<自治体規模別>



市町村計画策定済み市町村割合  
(令和3年10月時点)



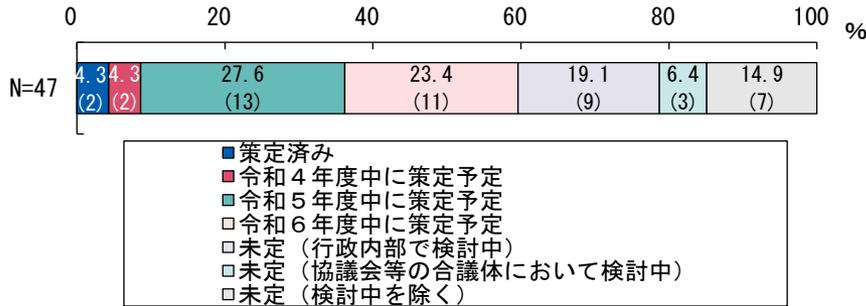
市町村計画策定済みの市町村の割合  
(令和4年4月1日時点)



※うち100%は香川県のみ

### 3 都道府県の取組状況※ ※ 令和6年度末までのKPIが設定されている取組に限る

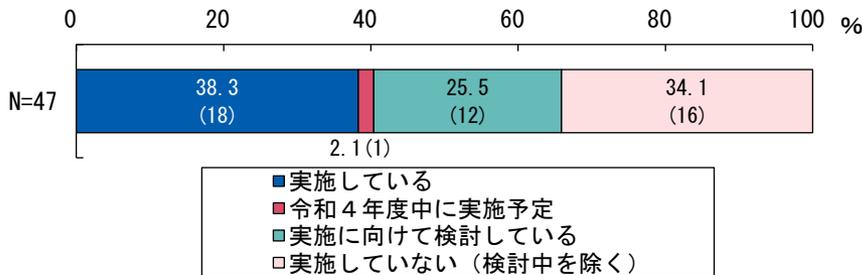
#### ● 都道府県による担い手の育成方針の策定状況



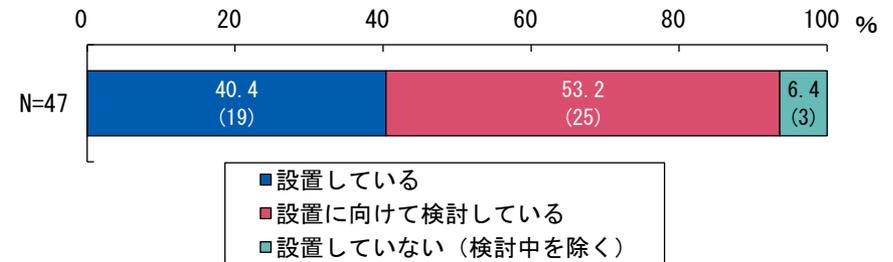
#### ● 都道府県における市民後見人養成研修の実施状況



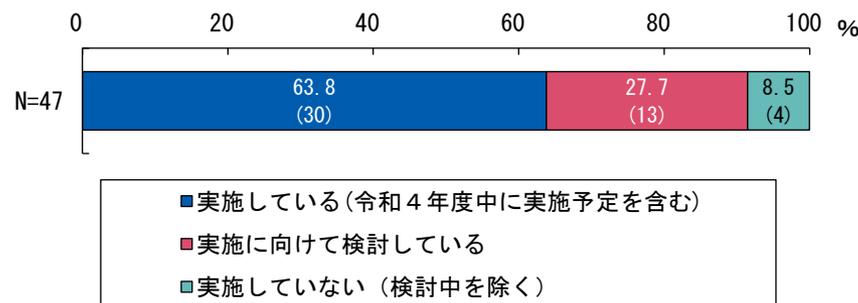
#### ● 都道府県における法人後見の担い手養成研修の実施状況



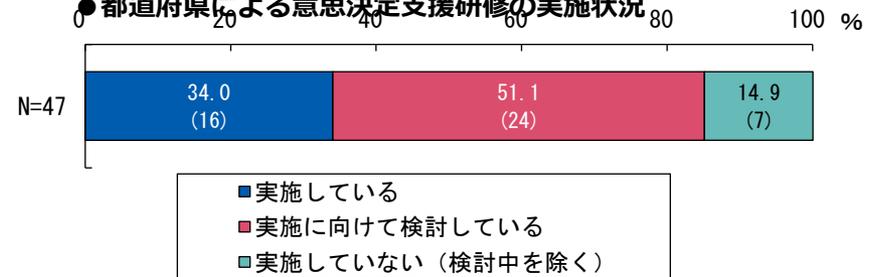
#### ● 都道府県単位の協議会の設置有無



#### ● 都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施状況



#### ● 都道府県による意思決定支援研修の実施状況



# 重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

優先して取り組む事項 ※3

	KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況 (R4.4時点)
<b>任意後見制度の利用促進</b> ・周知・広報  ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場  —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続		任意後見制度の周知・広報 <b>1,031 / 1,741市町村</b>  <b>50 / 50法務局・地方法務局</b> (R5.2時点)  <b>286 / 286公証役場</b> (R5.2時点)
<b>担い手の確保・育成等の推進</b> ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県  ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討  都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定  都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等		担い手の育成方針の策定 <b>2 / 47都道府県</b>  市民後見人養成研修の実施 <b>15 / 47都道府県</b>  法人後見実施のための研修の実施 <b>18 / 47都道府県</b>
<b>市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進</b> ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施  ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県  ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施  全国で適切に実施する方策の検討  市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 <small>※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施</small>			都道府県による研修の継続実施  市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善  市町村による実施		市町村長申立てに関する研修の実施 <b>30 / 47都道府県</b> 成年後見制度利用支援事業の要綱等の見直し 高齢者関係 申立費用636 / 1,741市町村 報酬 746 / 1,741市町村 障害者関係 申立費用632 / 1,741市町村 報酬 730 / 1,741市町村
<b>権利擁護支援の行政計画等の策定推進</b> ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ		市町村による計画策定・必要な見直し <b>1,094 / 1,741市町村</b>
<b>都道府県の機能強化</b> ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営		都道府県による協議会設置 <b>19 / 47都道府県</b>

# 重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況	
討 等 向 制 見 直 し の 検 査	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討					—	
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討					—	
制 度 の 運 用 改 善 等	意思決定支援の浸透	—	都道府県による意思決定支援研修の実施				都道府県による研修の継続実施	意思決定支援研修の実施 16 / 47都道府県	
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	・全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施				都道府県による研修の継続実施		
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発						
	・基本的考え方の整理と普及	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発					
	適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応					—	
	・柔軟な後見人等の交代の推進 (苦情対応を含む)	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討				成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討		
不正防止の徹底と利用しやすさの調和	・後見制度支援信託・支援預貯金の普及	—	後見制度支援信託・支援預貯金の普及					—	
	・保険の普及等事後救済策の検討	—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討						
地 域 連 携 ネ ッ ト ワ ー ク づ く り	地域連携ネットワークづくり	—	市町村による制度や相談窓口の周知				市町村による周知の継続	制度や相談窓口の周知 1,471 / 1,741市町村	
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知				市町村による周知の継続		
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備				市町村による中核機関の運営	中核機関の整備 935 / 1,741市町村	
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	中核機関のコーディネート機能の強化						
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施						
	・包括的・多層的な支援体制の構築	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築						
		—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討				

## 地域連携ネットワークづくりに関する厚生労働省の取組の概要

- 厚生労働省では、すべての市町村において、権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されることを目指し、中核機関の整備や市町村計画の策定といった市町村の体制整備を推進する取組を実施。
- 引き続き、これらの取組を進めるとともに、第二期計画でK P Iが掲げられた都道府県の機能強化や担い手の確保・育成等に資する取組のさらなる推進も行う。

### 市町村の体制整備の推進に関する取組

- ① 市町村・中核機関職員向け研修（基礎・応用）、都道府県等職員向け研修の実施（令和元年度～）。
- ② 市町村の実践例等を紹介する「市町村セミナー」の開催（平成30年度～）。
- ③ 市町村・中核機関等から体制整備や困難事案等の個別相談を受ける「窓口（K-ねっと）」を全社協に開設（令和2年度～）。
- ④ 市町村職員等が、全国の取組状況の検索や情報交換を行うことができる「ポータルサイト（成年後見はやわかり）」を開設（令和2年度～）。
- ⑤ 「体制整備の手引き」「実務の手引き」「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」「市町村計画策定の手引き」「都道府県による市町村支援ガイド」の作成（平成29年度～）。
- ⑥ 市町村等に最新の動向を周知する「ニュースレター」の発行（平成30年度～令和4年度で、第31号まで発行）。

### 第二期計画を踏まえた更なる推進に関する取組

- ① 市町村・都道府県に対して、第二期計画の施行通知及びKPIの考え方を示す事務連絡を発出。
- ② 都道府県の機能強化を図るための研修カリキュラム等の作成（令和3年度）と、都道府県の取組を推進する補助事業の創設（令和4年度～）。都道府県による市町村支援に関する取組報告や情報交換・意見交換の場として「都道府県交流会」の実施（令和4年度～）。
- ③ 都道府県等が意思決定支援に関する研修を実施できるようになることを目的とした「意思決定支援研修」の実施（令和2～3年度）。また、厚生労働省による研修指導者の養成及び都道府県による意思決定支援研修の実施を推進する補助事業の創設（令和4年度～）。その他、各種意思決定支援に係るガイドラインに共通する理念や考え方の整理などを行う研究事業の実施（令和4年度）。
- ④ 日常生活自立支援事業の効果的な実施方策の検討を行う研究事業の実施（令和4年度）。
- ⑤ 意思決定支援や身上保護の内容を含める等「市民後見人養成研修カリキュラム」の見直しの検討（令和4年度）などの実施。
- ⑥ 全国で成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための留意事項の整理に向けた現状や未実施理由の把握などの実施（令和4年度）。
- ⑦ 市町村長申立て基準及び虐待等の緊急事案における親族調査の基本的な考え方の通知発出（令和3年度）とフォローアップ（令和4年度）などの実施。

# 成年後見制度利用促進体制整備研修の実施【令和元年度～】

市町村の体制整備の  
推進に関する取組

第二期計画を踏まえた  
更なる推進に関する  
取組

- 体制整備に関する基本的な考え方を全国に浸透させるため、成年後見制度や権利擁護について体系的かつ網羅的に学ぶことができる市町村・中核機関等職員向け研修（基礎・応用）、都道府県等職員向け研修を実施。
- 令和元年～4年度の4か年で、**延べ6,286名が研修を受講**（基礎研修：延べ3,228名、応用研修：延べ2,535名、都道府県担当職員・アドバイザー向け研修：延べ523名が受講）。
- 令和2年度からはオンラインで実施にしたことにより、中山間地や島しょ部等からの参加者数が増加。また、令和4年度は基礎研修について、ライブ配信を2回開催したほか、ライブ配信の収録動画を視聴可能なコースも設けたことで参加者数が増加。第二期基本計画策定を受け、都道府県の支援体制強化のため、都道府県等職員向け研修の内容の充実を図り、参加者数も増加。

		基礎研修	応用研修	都道府県担当職員・アドバイザー向け研修
対象		市町村、中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	都道府県担当者、都道府県社会福祉協議会等の職員、体制整備担当アドバイザー、権利擁護支援担当アドバイザー、希望する市町村、中核機関等の職員
手法等 (R4)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンデマンド配信</li> <li>・ライブ配信（3日間×2回）</li> </ul> <small>※別途、ライブ配信日の受講が難しい方向けコース（ライブ配信の収録動画を視聴して受講）を設定</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンデマンド配信</li> <li>・ライブ配信（3日間）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンデマンド配信</li> <li>・ライブ配信（対象別演習1日×3回、総合演習1日）</li> <li>・意思決定支援指導者養成研修（2H×5日間）</li> </ul>
内容等		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 権利擁護支援の基本的な考え方、地域連携ネットワークの全体像等の理解を目的として実施。</li> <li>○ 具体的には、関連制度に関する基礎的な講義や、地域連携ネットワーク、市町村長申立て、意思決定支援、広報、相談、市町村における協議会運営等に関する事例を踏まえた演習を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中核機関職員として求められる実践的なスキルの習得を目的として実施。</li> <li>○ 具体的には、意思決定支援、受任調整、後見人支援等に関する事例を踏まえた応用的な演習を実施。任意後見・補助・保佐類型の相談対応についても、講義・演習を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ R4～都道府県の支援体制強化のため内容を充実。都道府県担当職員、都道府県アドバイザー（体制整備、権利擁護支援）各役割を理解することを目的として実施。</li> <li>○ 具体的には、研修企画、市町村支援、担い手の育成方針、地域連携ネットワーク、都道府県協議会、権利擁護支援の相談、ケース会議等に関する事例を踏まえた演習を実施。</li> <li>○ 意思決定支援指導者養成研修 各ガイドラインの講義と演習を実施。</li> </ul>
延べ受講者数	R元	651名	447名	81名
	R2	1,058名	881名	104名
	R3	355名	556名	115名
	R4	1,164名 (うち ライブ配信日の受講が難しい方向け 466名)	651名	310名 (うち 意思決定支援指導者養成研修 87名)
	合計	3,228名	2,535名	610名



※R2～R4については、オンライン実施のため、受講者数は受講決定者数を記載。

# 権利擁護支援体制全国ネット（K-ねっと）の運営【令和2年度～】

市町村の体制整備の推進に関する取組

- 市町村、中核機関等における相談体制の強化を図るため、**相談窓口（愛称：K-ねっと）を全国社会福祉協議会に設置**。
- 専用ダイヤル及び専用メールアドレスを設け、専門職団体（日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会）や自治体職員などのアドバイザーや、専門相談員（成年後見制度や権利擁護支援の相談対応歴の豊富な社会福祉士）の助言を受けながら、相談に応じている。
- **相談実績**（R4.4.1～R5.1.31）**192件**（うち、電話相談 84%（162件）、メール相談 16%（30件））となっている。
- K-ねっとに寄せられる相談は、中核機関と市区町村行政からのものが多い。相談内容は、体制整備についてが47%（91件）と最も多く、以下、個別事例の対応についてが18%（34件）、成年後見制度についてが14%（27件）の順になっている。
- 任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報・啓発事業として、全国セミナーを毎年回開催している。令和4年度の受講者数（オンライン・YouTube）は、計 1,184名であった。

## ◆ K-ねっとの実施スキーム

- 研修通りに進めてもうまくいかない…
- 先進事例を教えてください…
- ○○との連携をどうしたらよい？
- 対応に困っているケースの助言がほしい。 など

自治体・中核機関

①相談 ②助言

K-ねっと（全社協）

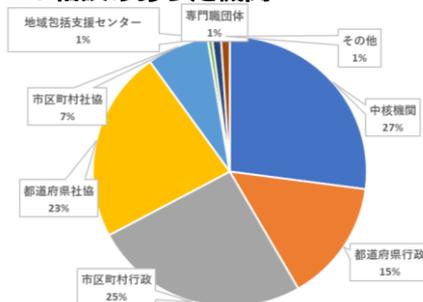
- アドバイザー
  - ・ 日本弁護士連合会
  - ・ 成年後見センター・リーガルサポート
  - ・ 日本社会福祉士会
  - ・ 自治体職員
  - ・ 中核機関職員 等
- 専門相談員

連携

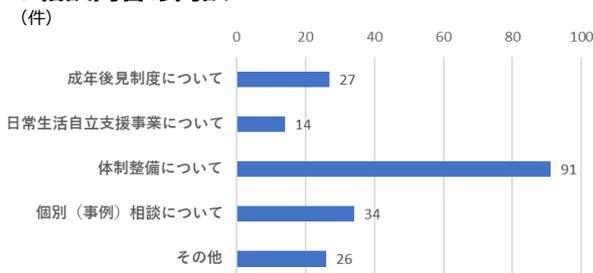
厚生労働省  
成年後見制度利用促進室

## ◆ K-ねっとの相談実績等（令和5年1月末時点）

### ● 相談のあった機関



### ● 相談内容の内訳



### ● 相談内容の主な例

中核機関関係	○ 中核機関が活用できる財源を知りたい。機能拡大に向けてほかの自治体の取組を知りたい。
協議会関係	○ 協議会でどのような議題を取り扱くと有益な議論ができるか。
市町村計画関係	○ 計画の策定に向けて、家裁と連携している事例が知りたい。
担い手関係	○ 市民後見人養成にあたってバックアップ体制づくりの進め方を教えて欲しい。 ○ 法人後見の受任先を増やしてきたいので、他の自治体の取組を知りたい。
利用支援事業関係	○ 交付要綱の対象について、ほかの自治体の基準が知りたい。
市町村長申立て関係	○ 親族調査や意向確認の範囲や、ルールについて教えてほしい。

# 成年後見制度利用促進ポータルサイト（成年後見はやわかり）の運営等 各種広報・周知の実施【令和2年度～】

市町村の体制整備の  
推進に関する取組

- 本人・家族等の利用や、自治体・中核機関の取組が促進されるよう、任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化の取組の一環として、令和2年度よりポータルサイトの運営を実施。  
サイトには、保佐を利用している知的障害者・精神障害者、任意後見契約をしている高齢者、活躍している市民後見人のインタビューを含む制度説明動画のほか、任意後見制度や成年後見制度の適切な利用を呼びかけるポスター、障害のある当事者向けの制度説明パンフレット、成年後見利用促進体制整備研修や意思決定支援研修の研修資料・動画等も掲載。
- 令和4年度は、担い手育成の重要性を伝える冊子・チラシを制作し、全国の自治体等に展開。市民後見人・法人後見の活動動画をポータルサイトで公開。
- 都道府県交流会（全9回。オンライン開催）を開催し、都道府県担当職員・社会福祉協議会職員・アドバイザー等参加者間の交流を通じた成年後見制度利用促進・権利擁護支援の取組等の推進。



ポータルサイト閲覧実績：553,897回（令和3年4月～令和4年3月）

啓発のための冊子 →

◆ サイト名：成年後見はやわかり（URL：https://guardianship.mhlw.go.jp/）




成年後見制度とは、知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度です。

支援をご検討しているみなさまへ

市民後見人や法人後見についてくわしくお話しします。

活躍している市民後見人、法人後見の担当職員へのインタビューを含む説明動画を掲載。活動内容や意義、活動へのサポート体制を紹介。

○ ご本人・家族・地域のみなさまへ

制度の内容や利用の仕方、成年後見人等についてくわしくお話しします。

任意後見制度、法定後見制度それぞれに、利用している当事者や支援者のインタビューを含む制度の説明動画を掲載。

掲示板により、自治体・中核機関の職員間で、情報交換が可能。

○ 自治体・中核機関のみなさまへ

「後見の知恵」聞かせて広場  
・取組事例紹介  
・研修動画  
などの情報が見られます。

検索システムにより、厚労省ホームページ「成年後見制度利用促進」の「自治体事例紹介」に掲載している取組事例について、人口規模やキーワードなどで検索可能。

成年後見利用促進体制整備研修等の資料、講義動画をアップ。

# 3

## 持続可能な権利擁護支援モデル事業の取組

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 持続可能な権利擁護支援モデル事業

## 事業の概要・スキーム、実施主体等

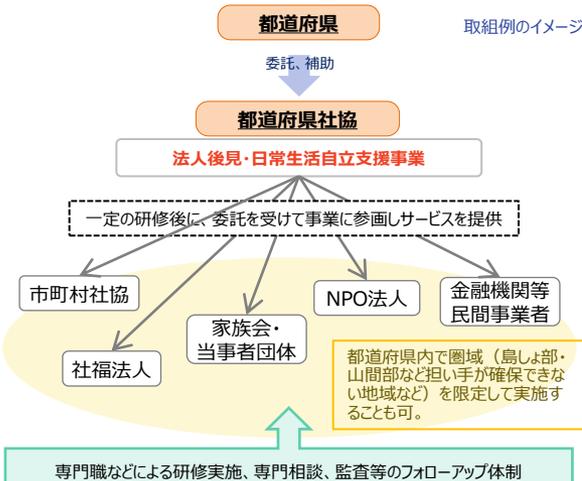
○ 持続可能な権利擁護支援モデル事業  
【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

○ 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

<基準額> 1自治体あたり5,000千円  
<補助率> 3/4

① 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

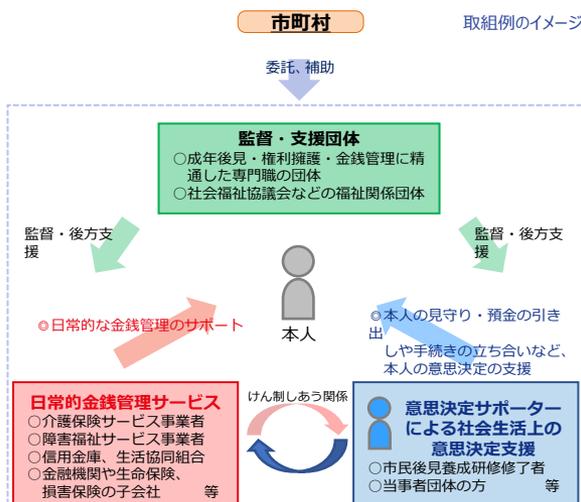
権利擁護支援の担い手が不足している地域において、法人後見や日常生活自立支援事業の取組に民間企業など福祉関係以外の事業者等も含めた新たな主体の参画を促すことにより、地域における権利擁護支援の担い手の確保、育成の増進を目指す取組。



【R4実施自治体】  
静岡県、取手市

② 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

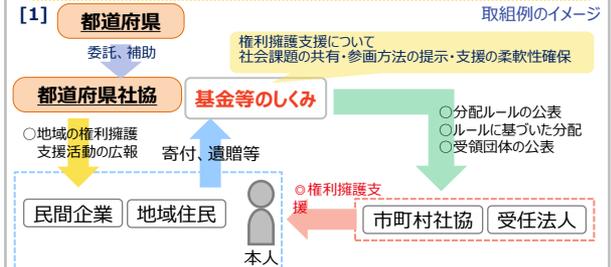
市町村の関与の下で意思決定サポーターによる意思決定支援によって、利益相反など本人に不利益が生じないように留意しながら、日常的な金銭管理など適切な生活支援等のサービスを行う方策を検討する取組。  
意思決定の場面において、権利侵害等を発見した場合に司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討



【R4実施自治体】  
長野市、豊田市、八尾市、藤沢市、黒潮町、古賀市、京極町

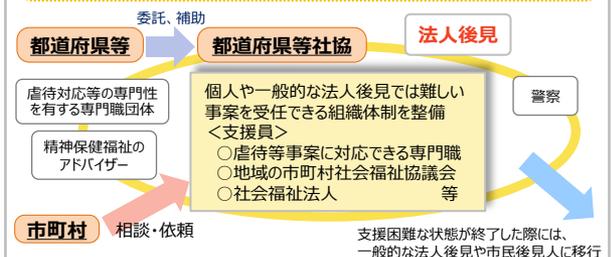
③ [1] 寄付等の活用や、[2] 虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県・指定都市の機能を強化する取組

民間企業や地域住民から資金を調達することにより、公的財源では性質上対応困難な権利擁護支援の課題への柔軟な対応を可能とする取組



【R4実施自治体】長野県

[2] 虐待等の個人や一般的な法人後見では対応が難しい支援困難事案について、都道府県が支援する法人が組織体制を整えて法人後見を行う取組。



【R4実施自治体】-

# 持続可能な権利擁護支援モデル事業研修カリキュラム作成・プレ研修実施

○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実や機能強化等に向けて、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体が、同事業を推進する上での検討事項や留意点の整理を通じて、同事業の実効性を高めることなどを目的として、以下の内容の調査事業を実施。

1. モデル事業実施自治体をはじめ各テーマの事業参画主体を対象とする研修カリキュラム・資料作成

(1) モデル事業を実施する市町村・都道府県職員等を対象とした研修カリキュラム・資料（作成にあたり実施自治体等へのヒアリング調査も実施）

(2) モデル事業の事業者等\*を対象とする研修カリキュラム・資料 \*日常的金銭管理サービス事業者、意思決定サポーター、監督・支援団体

2. 「1」で作成した研修カリキュラム・資料を用いた「プレ研修」の実施

R5年度は本格実施

## 「持続可能な権利擁護支援モデル事業 プレ研修」実施概要

目的：モデル事業への関心を高めること、受講者アンケートを通じたR5年度実施予定の国研修プログラム策定に向けた検討課題の洗い出し

形式：オンライン配信（一部録画映像配信）+後日オンデマンド配信（R5.3.31まで）

対象：自治体職員、社会福祉協議会職員、民間事業者・団体、市民後見人、当事者団体、専門職等

日程	R5.2.1 総論	R5.2.3 モデル事業テーマ①	R5.2.8 モデル事業テーマ②	R5.2.9 モデル事業テーマ②	R5.2.10 モデル事業テーマ③
申込者数	415名	311名	471名	325名	263名
ねらい	・モデル事業の全体像、社会的背景の理解	・第2期計画におけるモデル事業の位置づけ、隣接する制度の説明、実践事例・報告を通じたモデル事業テーマ①の理解	・第2期計画におけるモデル事業の位置づけ、モデル事業テーマ②に関わる主体（日常的金銭管理サービス事業者、意思決定サポーター、監督・支援団体）に求められる役割や留意点の解説、実践報告を通じたモデル事業テーマ②の理解	・第2期計画におけるモデル事業の位置づけの説明、実践報告、公的後見の現状解説を通じたモデル事業テーマ③の理解	
講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>『持続可能な権利擁護支援モデル事業の概要と期待する効果』</li> <li>『身寄りのない方への支援と注意すべき観点～法的立場から～』</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>『テーマ①概要～民間企業等の参画を得て権利擁護支援の仕組みを構築する（法人後見、日常生活自立支援事業）～』</li> <li>『日常生活自立支援事業の概要と今後の担い手確保に向けて』</li> <li>『外部委託により日常生活自立支援事業を実施する上でのポイント』</li> <li>実施自治体による実践報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『テーマ②概要～日常的金銭管理で地域生活における意思決定を支援する～』</li> <li>『意思決定支援の重要性～地域で生活を続けるために～』</li> <li>『意思決定サポーターによる意思決定支援の実践とそのバックアップ』</li> <li>『意思決定支援を踏まえた日常的金銭管理とそのバックアップ』</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『監督・支援団体による事業者・意思決定サポーターへの支援監督～「司法へのつながり」も意識しながら～』</li> <li>実施自治体による実践報告</li> </ul>  	<ul style="list-style-type: none"> <li>『テーマ③-1概要～寄付等の活用による多様な主体の参画～』</li> <li>モデル事業実施自治体の実践報告</li> <li>『テーマ③-2概要～公的関与による法人後見の実施～』</li> <li>『公的関与による後見の必要性、広域で取り組む重要性』</li> </ul>

## 第二部 「権利擁護支援の地域連携ネットワークについて」

4 ネットワークづくりに向けて

5 協議会の役割

6 地域連携ネットワークと中核機関の重要性

# 4

## ネットワークづくりに向けて

ひと、くらし、みらいのために



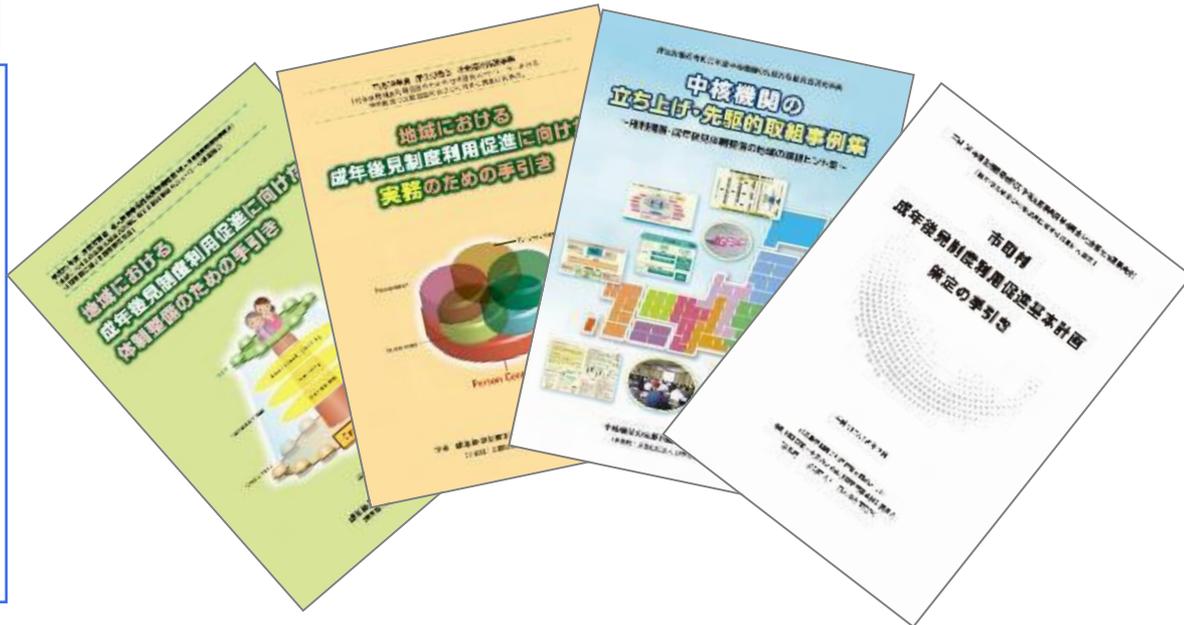
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 第二期成年後見制度利用促進基本計画における市町村の役割

- 市町村は、促進法第14条第1項に基づき、取組方針として、市町村計画を定めるものとする。
- 市町村は、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報に基づき行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。

### 役割

- 地域連携ネットワークづくり（包括的）  
（協議会及び中核機関の整備・運営）
- 権利侵害回復支援における主体的取組
- 市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の適切な実施
- 担い手の育成・活躍支援  
→ 都道府県と協働
- 市町村計画の策定



# 市町村による行政計画の策定

- 成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、市町村計画を定める。
- 市町村は「包括的」な地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。
- 地域連携ネットワークの機能は、多様な分野・主体の参画と連携・協力によって効果的に機能するものであり、そのための体制を整備して、持続可能な運営をしていくためには、段階的・計画的に取組を進めることが重要。
- 地域連携ネットワークづくりの主体である市町村・都道府県は、地域の実情を踏まえた上で、この内容を段階的・計画的に取り組むための方針（以下「取組方針」という。）を示す必要がある。なお、既に取組方針を策定している場合には、方針改定の際に、第二期計画の趣旨を盛り込むことが求められる。

## 盛り込むことが望ましい内容

### <目的>

地域共生社会の実現に向け、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること

### <目標>

権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること

### <具体的内容>

- ・ 中核機関及び協議会の整備・運営の方針
- ・ 地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備の方針
- ・ 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針
- ・ 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度の推進の方針

## 策定方法

### 法定計画への盛り込み

地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定する方法

### 単体計画での策定

単体の計画として策定する方法

- ★協議会などにおいて、計画に当事者の声を反映し、計画で定めた取組の進行管理を行うことも考えられる。
- ★家庭裁判所には、市町村計画等の方針を検討する協議の場に出席するなど積極的な協力が期待される。
- ★中核機関や専門職団体、当事者団体、関係行政機関、家庭裁判所などと、地域連携ネットワークづくりの目的を確認し、検討のプロセス等の中で相互理解を深めていくと、連携・協力体制が構築される。
- ★計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどから早期に着手する必要がある。

### 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり～方向性と進め方～

- 権利擁護支援を必要としている人は、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。身寄りがないなど孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。
- 各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、**地域社会に参加**できるようにするため、**地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）**をつくっていく。

#### ネットワークづくりの方向性

##### 「包括的」なネットワーク

- 権利擁護に関する様々な既存の仕組み（地域包括ケアや虐待防止など）や、地域共生社会実現に関する支援体制、地域福祉の推進などとの有機的な結びつきによる、多様な分野・主体との連携

##### 「多層的」なネットワーク

- 圏域などの複数市町村単位や**都道府県単位の仕組み**を重ねあわせた「多層的」なネットワークづくり

#### ネットワークづくりの進め方

##### 早期に取り組むこと

- 権利擁護支援に関する相談窓口、中核機関の明確化と周知
- 成年後見制度の周知などによる権利擁護支援の理解の促進

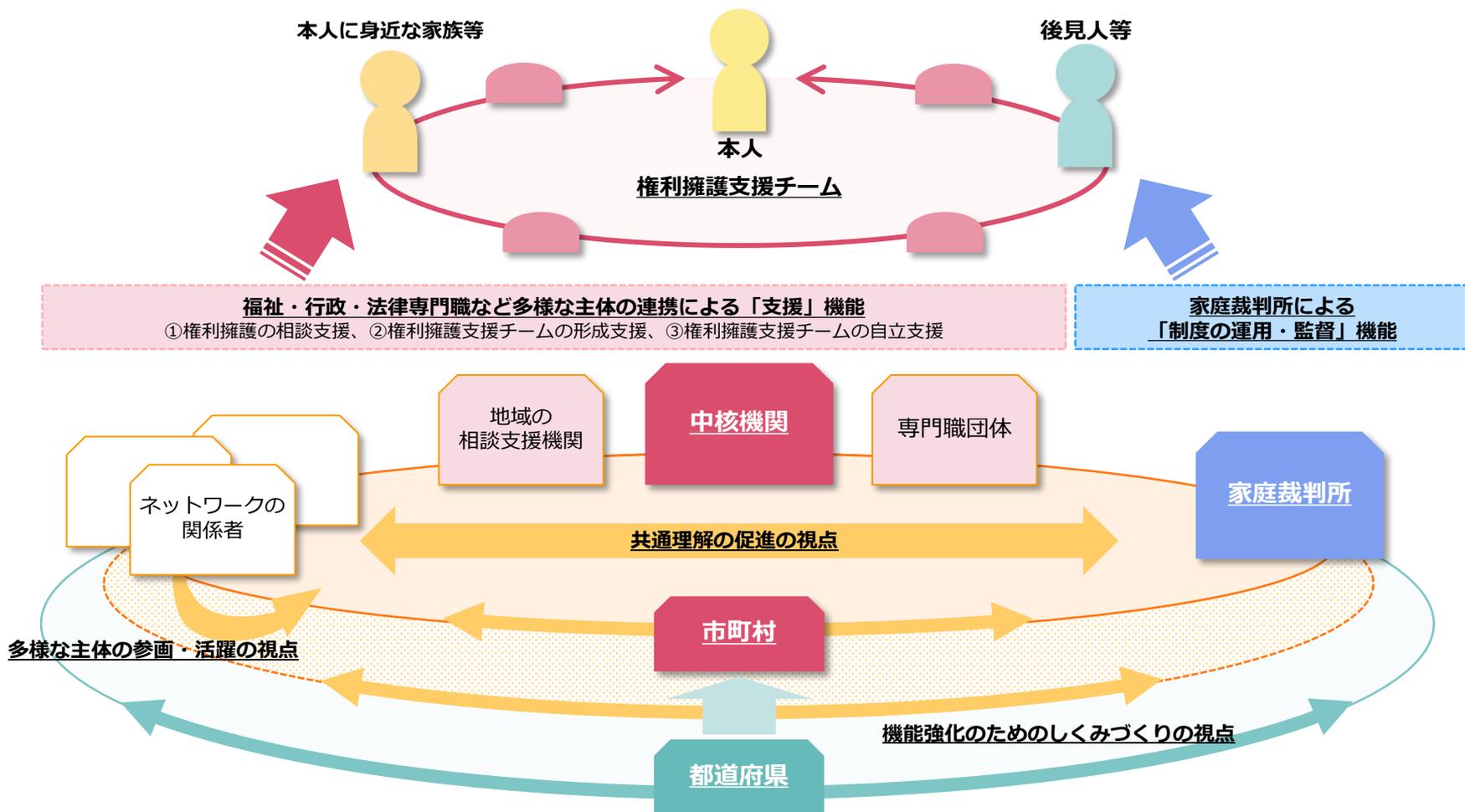
##### 広報・相談を行う中核機関を整備している場合

- 受任者調整や後見人選任後の支援へ取り組む
- 市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域的な見地から、**都道府県も主体的に取り組む**ことが重要

# 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、**地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ**」である。「権利擁護支援チーム」、「協議会」、「**中核となる機関（中核機関）**」の3つのしくみからなる。



## 協議会の役割

### 市町村による協議会

- 各地域において、専門職団体や当事者団体等を含む関係機関・団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組み。
- 成年後見制度が、尊厳のある本人らしい生活の継続を支援し、地域社会への参加を図るものとして利用されるようにするため、協議会の運営を通じて、多様な主体が理念を共有し、それぞれの役割を発揮しながら連携・協力していく関係を推進する。
- 成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるよう、協議の場を設ける。

### 都道府県による協議会

- 家庭裁判所や専門職団体は都道府県単位など広域で設置されていること、担い手確保などの広域的課題への取組の必要性、家庭裁判所との連携が難しい市町村や、人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村に対する支援の必要性に対応するため、都道府県にも協議会を設置する必要がある。

## 第二期計画における都道府県による協議会

### 全体協議会で取り組むことが想定される内容

- ・ 担い手を確保・育成するための方針策定
- ・ 管内市町村の体制整備の取組を進めるための具体的支援策の検討
- ・ 市町村、中核機関や法人後見実施団体等、交流の機会の支援

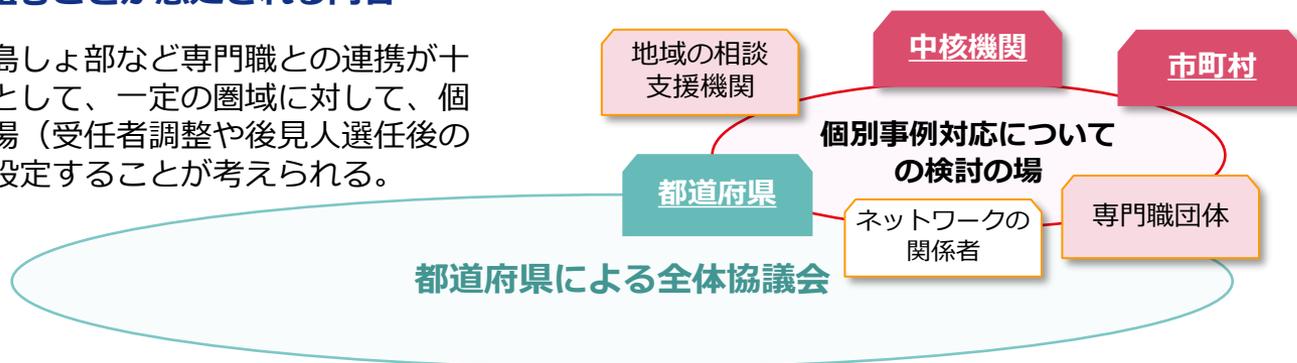


取組方針の策定へ



### 圏域単位での協議会で取り組むことが想定される内容

人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村に対する支援として、一定の圏域に対して、個別事案対応についての検討の場（受任者調整や後見人選任後の支援困難事例の検討など）を設定することが考えられる。



## 第二期計画における市町村による協議会

### a 権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」の検討・協議

#### 個別事案対応における3つの場面

(成年後見制度利用前、成年後見制度の利用の開始まで、後見人選任後)において「権利擁護の相談支援機能」(旧相談機能)、「権利擁護支援チームの形成支援機能」(旧利用促進機能の受任者調整)、「権利擁護支援チームの自立支援機能」(旧後見人支援機能)の「支援」の検討・協議を行う場。3つの検討の場を設定しなければならない訳ではなく、地域の実情に応じて柔軟に設定。

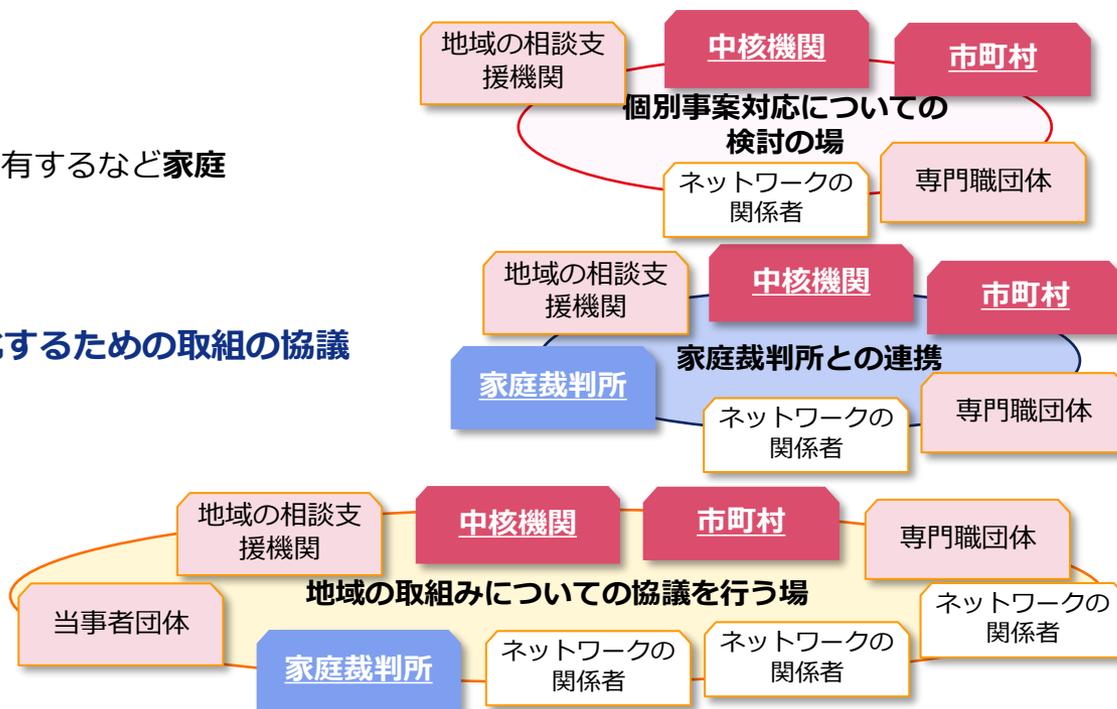
三種類必要ということではない。一つに合わせて開催が可能  
また、必要な場合に臨時開催など、地域の実情に応じて実施

### b 家庭裁判所との連携

模擬事例の検討等により受任イメージを共有するなど家庭裁判所との間での相互理解を図る場。

### c 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の協議

個別事案対応における支援機能を強化するため、「共通理解の促進」「多様な主体の参画・活躍」「機能強化のためのしくみづくり」の視点で地域課題への取組について協議する場。既存の仕組みを活用できる。



# 6

## 地域連携ネットワークと中核機関の重要性

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの必要性 ①

- **権利擁護支援を必要としている人は、判断能力等の状態や取り巻く生活の状況により、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。**
- **本人らしい生活を継続するためには、地域社会がこうした状況に気づき、意思決定の支援や、必要に応じた福祉や医療等のサービスの利用につなげることが重要。虐待や消費者被害などが生じている状況では、行政の関与、法的な支援や成年後見制度の利用につなげることも必要になる。**
- **また、権利擁護支援を必要としている人の中には、孤独・孤立の状態に置かれている人もいることから、権利擁護支援を必要としている人に対し、住民同士のつながりや支え合い、社会参加の支援を充実することも重要である。**
- **以上のことから、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみをつくっていく必要がある。**

# 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの必要性 ②

## これから地域連携ネットワークづくりを始める地域

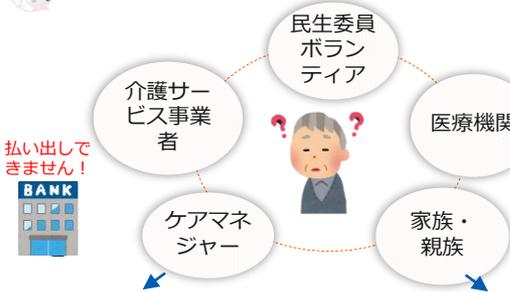
- 権利擁護支援に関する相談窓口を明確にした上で、本人や家族、地域住民などの関係者に対し、成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知を図ること
- 地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関の役割をどういった機関や体制で担うのかを明らかにすること

## 左記の体制を整備した地域

- 後見人等の受任者調整等によって権利擁護支援チームの形成を支援し、その権利擁護支援チームが本人への支援を適切に行うことができるようにすること。



相談窓口が明確になっていないと・・・



成年後見制度の必要性に気づけない。制度利用につなげることができない

成年後見制度の利用が必要かどうかわからないまま後見開始の申立てを実施

重大な権利侵害の状態になってからの事後的対応  
支援者にとって都合のいいサービス選択  
支援者のバーンアウト

メリットを実感できない制度利用→制度への不満  
期せずしてこれまでの生活が激変（第三者後見人の介入等）

受任者調整等のサポートがないと・・・

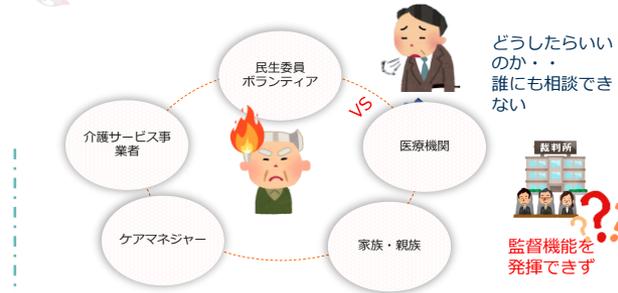


制度の内容をよく知らずに家族が選任されると思って申立て

第三者の専門職が後見人に選任される事案がある

本人の意向や対応すべき課題、後見人等の候補者、選任形態など各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任のために必要な情報が裁判所に共有されず、利用者がメリットを実感できない後見人等の選任が起こってしまう可能性→制度への不満

後見人のバックアップ支援がないと・・・



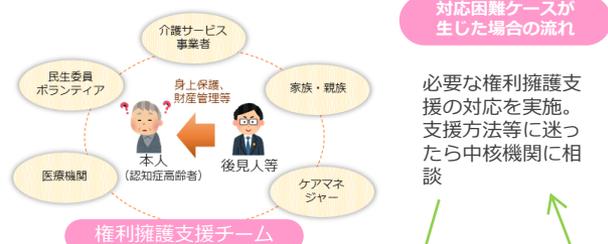
本人と後見人の関係がうまくいかなくなってもその情報がきちんと家裁に伝わらない。後見人等に不正な行為等の任務に適しない事由がない限り、後見人等が解任されない

後見人が孤立  
メリットを実感できない制度利用の継続  
本人の意思決定や身上保護が重視されない後見活動の継続  
本人の権利擁護が適切に行われない状態の継続→制度への不満

# 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは？

- 地域連携ネットワークとは、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、**地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ**。
- 「**権利擁護支援チーム**」、「**協議会**」、「**中核となる機関（中核機関）**」の3つのしくみからなる

## - 権利擁護支援チーム -



- **権利擁護支援チーム**とは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して**日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみ**である。
- 既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにする。

## - 協議会 -



① 支援方針等の相談  
② 協議会の開催  
③ 対応方針の検討・協議  
④ 対応方針の決定  
⑤ 支援方針等の助言、追加支援のコーディネートなど

- **協議会**とは、各地域において、**専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみ**である。
- 各地域では、成年後見制度を利用する事案に限定することなく、**権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設ける**。
- なお、協議会は、**地域の実情や議題等に応じ、個々の市町村単位、圏域などの複数市町村単位、都道府県単位など階層的に設置する**。

## - 中核となる機関 -



**中核機関**  
(市町村直営又は委託)

本人や関係者等から、権利擁護支援等の相談を受け、権利擁護支援の内容の検討や支援をコーディネート

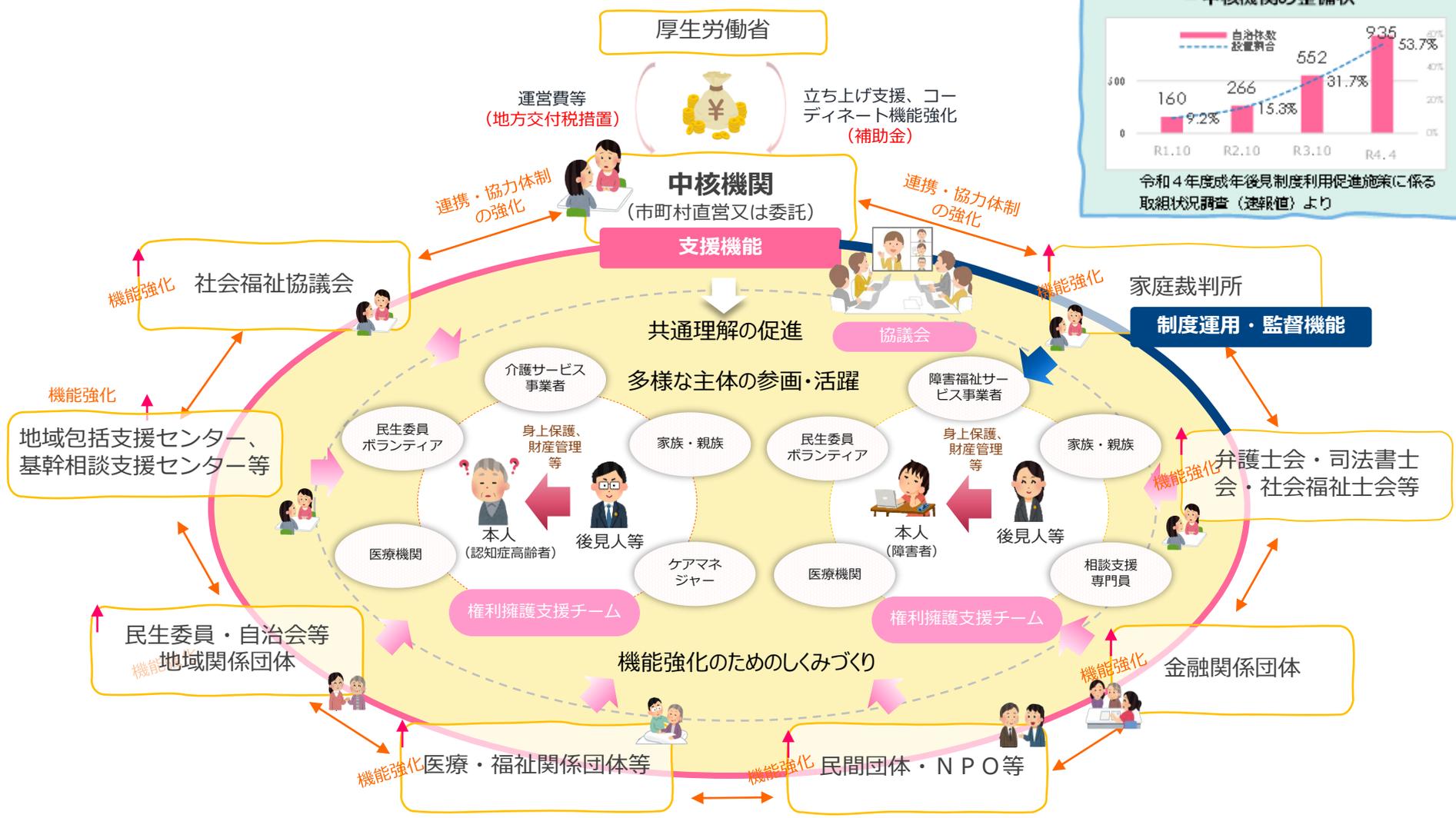
- 中核機関とは、**地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制**であり、以下のような役割を担う。
  - ・ 本人や関係者等からの**権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを**行う役割
  - ・ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために**関係者のコーディネートを**行う役割（協議会の運営等）
- 中核機関の運営は、**地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を適切に選定するものとする**。

## 第二期計画における中核機関の役割

- 権利擁護の**地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制。**
- 本人や関係者等からの**権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、**様々な権利擁護支援（成年後見制度だけでなく、権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援、日常生活自立支援事業の利用、虐待やセルフネグレクトへの対応、消費生活センターの相談対応など）の内容を検討し、**権利擁護の支援を適切に実施するためのコーディネートを**行う。
- 専門職団体・関係機関の自発的協力・連携強化を構築するための**協議会の運営等を行い、関係者のコーディネートを**行う。



# 中核機関（地域連携ネットワークの中核となる機関）の役割図



※ 地域の実情に応じて、法テラス、税理士会、行政書士会、精神保健福祉士協会など成年後見制度について実績のある専門職団体、消費生活センター、公証役場等との連携も想定

# 地域連携ネットワークの支援機能と機能を地域の体制づくりに関する取組

- 権利擁護支援としての成年後見制度の適切な利用を通じて尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加につなげていくようにすること、また、そのために地域連携ネットワークが、多様な主体の積極的な参画と適切な役割の発揮の下で、持続可能な形で運営することが重要。
- このような観点から、第二期計画では、地域連携ネットワークの役割を「本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能」と「その機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組」に大別して整理

## 本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能

権利擁護支援を行う3つの場面に对应した形で、**福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援機能」と家庭裁判所による「制度の運用・監督機能」**に分類



	福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能 権利擁護の相談支援	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能 制度利用の案内
成年後見制度の利用前	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人や関係者からの相談対応・制度説明</li> <li>権利擁護支援ニーズの精査</li> <li>成年後見制度の適切な利用の検討</li> <li>本人の権利擁護支援ニーズに応じた支援へのつなぎ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁判所の手続きを利用するために必要となる情報の提供・手続案内</li> <li>各地域の中核機関や地域連携ネットワークの相談先の案内</li> </ul>
申立の準備から後見人の選任まで	<b>権利擁護支援チームの形成支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な課題の整理、本人の意向を反映した支援方針の検討</li> <li>適切な申立ての調整</li> <li>後見人等に求められる役割や交代の方向性の確認等</li> <li>後見人等の候補者と選任形態の調整</li> <li>本人の意向を踏まえた権利擁護支援のチーム形成</li> </ul>	<b>適切な選任形態の判断</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>権利擁護支援チームの形成支援機能により示された情報（本人の意向や対応すべき課題、後見人等の候補者、選任形態等）を含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任</li> </ul>
	<b>権利擁護支援チームの自立支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援の方針や課題の解決状況を確認する時期等の共有</li> <li>後見人等や権利擁護支援チーム関係者からの相談対応</li> <li>支援の調整や後見人等の交代、類型・権限変更などの検討・調整</li> </ul>	<b>適切な後見事務の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>後見業務の監督処分</li> <li>適切な後見等事務を確保する観点からの後見人等に対する相談対応・助言等</li> <li>後見人等の適切な交代や選任形態の見直し</li> </ul>

## 機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組

地域連携ネットワークの関係者が自発的に協力して取り組む3つの視点に分類  
ア：異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「**共通理解の促進**」の視点

イ：様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための「**多様な主体の参画・活躍**」の視点

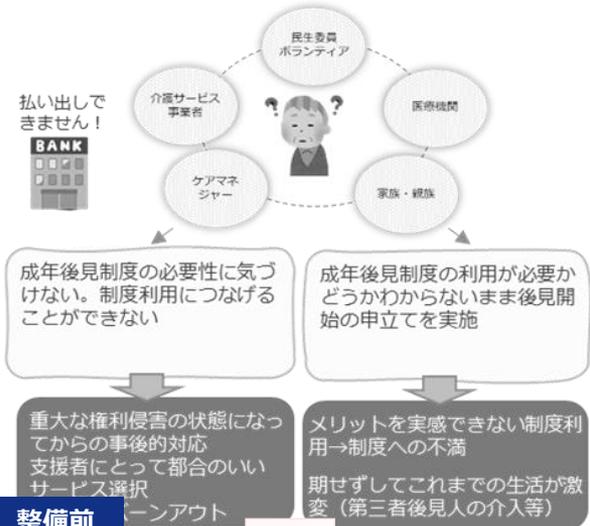
ウ：多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「**機能強化のためのしくみづくり**」の視点

共通理解の促進の視点	多様な主体の参画・活躍の視点	機能強化のためのしくみづくりの視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>権利擁護支援についての<b>理解の浸透</b>（広報を含む）</li> <li>権利擁護支援に関する<b>相談窓口の明確化と浸透</b>（相談窓口の広報を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化</li> <li>中核機関と各相談支援機関との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各相談支援機関等の連携のしくみづくり</li> <li>成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり</li> <li>成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>選任の考慮要素と受任イメージの<b>共有と浸透</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）や専門職後見人の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり</li> <li>市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>意思決定支援や後見人等の役割についての<b>理解の浸透</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援</li> <li>制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築</li> <li>家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築</li> </ul>

# 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの効果

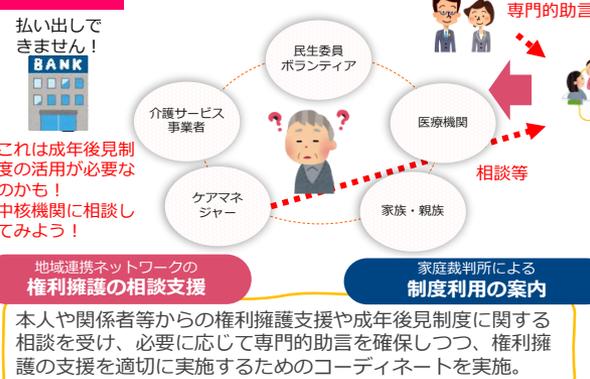
○ 地域連携ネットワークの機能を段階的・計画的に充実していくことで、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図ることが可能に。

相談窓口が明確になっていないと・・・



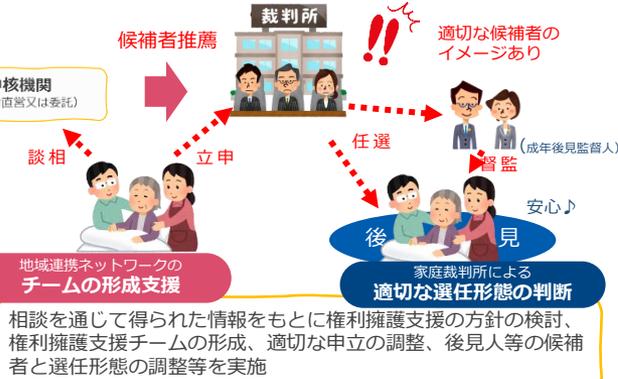
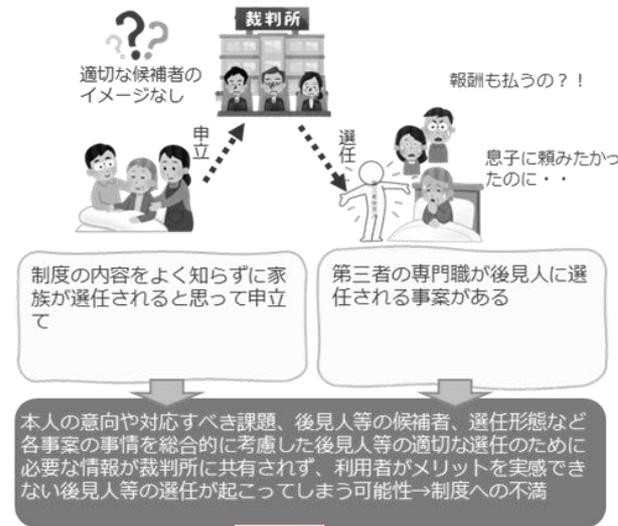
整備前

整備後



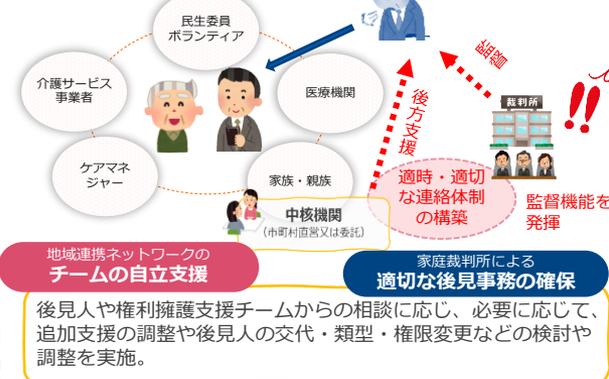
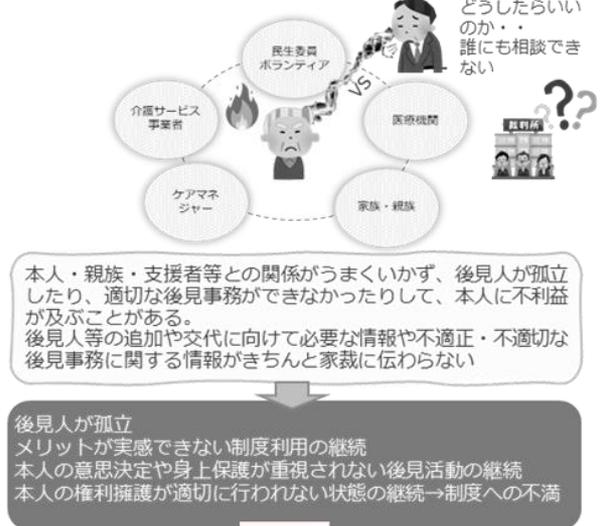
必要な支援ニーズを見落とさず、適切な成年後見制度の活用へ。成年後見制度以外の対応が必要のない人もその状況に応じて他の権利擁護支援策へつなぐことが可能に

受任者調整等のサポートがないと・・・



本人の意向や対応すべき課題、後見人等の候補者、選任形態など各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任が可能に

後見人のバックアップ支援がないと・・・



家庭裁判所は、チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や検討・調整結果などを参考に、後見人に対する監督・指導、適切な交代、選任形態の見直し等が可能に。

# (参考) 意思決定支援の基本原則等

～ 意思決定支援のプロセスと環境等の整備 ～

意思決定を支援する際には、本人の意思決定能力を適切に評価しながら、以下のプロセスを踏むことが重要。

## 意思の形成への支援

適切な情報、環境、認識の下で、意思が形成されることを支援します。

意思を決定するためには、その内容についての適切な情報が必要となります。

メニューが読めたとしても食べたことがない料理を選ぶことは難しい。

考えを邪魔するような働きかけがあると決めることはむずかしい

メニューから注文しようとしても、メニューが読めなければ選べない

意思の形成の支援

## 信頼関係の構築

本人のこと、特性、適切なコミュニケーションの取り方をよく知ることが求められます。

①本人を知ること、②疾患や障害の特性を知ること、③コミュニケーションの特性を知ること④コミュニケーション手法の選択が重要になります。

### (参考) 本人を知るためのアプローチ

- 定期的な面談等により、本人とよくコミュニケーションをとる。
- 周囲の支援者から、本人にとって最適なコミュニケーション方法及び本人の過去、現在について情報収集した上で、本人がこれからどのように生活したいと考えているのか等について話し合う。
- 本人の表情、感情に関する記録、生活史、人間関係、価値観や健康観の情報から、本人の好き嫌い等を知ることができる。



## 意思の表明の支援

形成された意思を適切に表明・表出することを支援します。

心の中で決めていても、それを表明・表出するには、適切な環境が必要となります。

決断を迫る態度で支援者が接すると、本人は心からの希望を表現しにくい。

本人の以前の発言の責任を問う態度で支援者が接すると、心からの希望を表現しにくい。

本人の表明した意思に疑問や迷いがあると考えられる場合は、意思形成プロセスを振り返り、再度確認



## 意思の実現の支援

本人の意思を日常生活・社会生活に反映することを支援します。

表明された本人の意思を実現し、生活に反映することの支援です。

本人の意思が無視されたり否定されたりすることが続くと、意思形成、意思表明の意欲は弱まる

意思実現のプロセスにおいても本人がその能力を最大限に活用して参加することがエンパワメントとなる。



## 人的・物的環境整備

周囲の人の態度や関係によって、本人の意思決定は影響を受けます。

本人の意思を尊重する態度、本人が安心できるような態度、本人との間の信頼関係、関係性への心配りが必要となります。



物理的環境や時間帯によっても、本人の意思決定は影響を受けます。

なるべく本人が慣れた場所で、本人が一番力を発揮できる時間帯で意思決定支援を行うことが望まれます。



## 意思決定支援の主な要素



# 中核機関の整備や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに活用できる財源のイメージ（令和5年度予算）

## 中核機関

### 権利擁護支援におけるオンラインの活用

- 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

### 権利擁護支援・意思決定支援についての理解の浸透

- 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

### 成年後見制度の広報・啓発

<高齢者>

- 成年後見制度利用支援事業  
(地域支援事業交付金)

<障害者>

- 成年後見制度普及啓発事業  
(地域生活支援事業費等補助金)

### 市民後見人の育成・活躍支援

- 権利擁護人材育成事業  
(地域医療介護総合確保基金)

### 法人後見の担い手の育成

- 法人後見支援事業  
(地域生活支援事業費等補助金)

### 地域連携ネットワークの支援機能に対する中核機関のコーディネート機能強化

- 中核機関コーディネート機能強化事業（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）  
…①調整体制の強化（アウトリーチ、有資格者配置等）、②受任者調整の仕組み化、③広域連携の実施

### 中核機関整備・運営、市町村計画の策定 ○ 地方交付税措置

### 中核機関の立ち上げ

- 中核機関立ち上げ支援事業（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）  
…立ち上げに向けた検討会の実施、先進地の視察等

### 権利擁護支援の新たな連携・協力のしくみづくり

- 持続可能な権利擁護支援モデル事業

## 市町村

## 都道府県

### 権利擁護支援におけるオンラインの活用

- 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

### 意思決定支援研修の実施

- 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

### 市民後見人の育成等

- 権利擁護人材育成事業  
(地域医療介護総合確保基金)

### 法人後見養成のための研修

- 法人後見養成研修事業  
(地域生活支援事業費等補助金)

### 都道府県による市町村支援、都道府県単位の地域連携ネットワークづくり

- 都道府県による市町村支援機能強化事業（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）  
【必須】①都道府県協議会の開催、②市町村・中核機関等職員向け研修の実施  
【加算】①体制整備アドバイザー配置・派遣、②相談窓口の設置と専門的支援アドバイザーの配置・派遣

### 権利擁護支援の新たな連携・協力のしくみづくり

- 持続可能な権利擁護支援モデル事業

※ ●は生活困窮者就労準備支援事業等補助金の事業。

取組実施

機能強化

運営

体制づくり

取組実施

体制づくり